

平成25年3月1日（金曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成25年第1回松島町議会定例会会議録(第1号)

出席議員(17名)

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	高橋利典君	6番	(欠番)
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	阿部幸夫君	18番	櫻井公一君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	高平功悦君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	熊谷清一君
財務課長	舘山滋君
企画調整課長兼 企画調整班長	亀井純君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部礼子君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野茂君
危機管理監兼 環境防災班長	阿部祐一君
震災復興対策監	小松良一君

総務管理班長	佐藤進君
教育長	小池満君
教育課長	櫻井光之君

事務局職員出席者

事務局長 櫻井一夫 主幹 佐々木弘子

議事日程 (第1号)

平成25年3月1日(金曜日) 午後1時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

3月1日から3月15日まで15日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 陳情第 3号 東日本大震災被災者の介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を求める陳情について(継続審査)

〃 第 5 陳情第 4号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める陳情について(継続審査)

〃 第 6 陳情第 5号 町道高城・松島線整備に関する陳情について(継続審査)

〃 第 7 請願第 1号 年金2.5%の削減中止を求める請願について

〃 第 8 報告第 1号 工事請負契約変更の専決処分に関する報告について

〃 第 9 議案第 1号 松島町議員報酬等審議会設置に関する条例の一部改正について

〃 第10 議員提案第1号 松島町議会基本条例の一部改正について

〃 第11 議員提案第2号 松島町議会委員会条例の一部改正について

〃 第12 議員提案第3号 松島町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

〃 第13 議員提案第4号 松島町議会会議規則の一部改正について

〃 第14 議案第 2号 松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について(提案説明)

〃 第15 議案第 3号 松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため

の効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について
(提案説明)

- 〓 第 1 6 議案第 4 号 松島町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について (提案説明)
- 〓 第 1 7 議案第 5 号 松島町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について (提案説明)
- 〓 第 1 8 議案第 6 号 松島町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について (提案説明)
- 〓 第 1 9 議案第 7 号 松島町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の制定について (提案説明)
- 〓 第 2 0 議案第 8 号 松島町町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について (提案説明)
- 〓 第 2 1 議案第 9 号 松島町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について (提案説明)
- 〓 第 2 2 議案第 1 0 号 松島町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について (提案説明)
- 〓 第 2 3 議案第 1 1 号 松島町営住宅条例の一部改正について (提案説明)
- 〓 第 2 4 議案第 1 2 号 松島町都市公園条例の一部改正について (提案説明)
- 〓 第 2 5 議案第 1 3 号 松島町下水道条例の一部改正について (提案説明)
- 〓 第 2 6 議案第 1 4 号 松島町安全で安心して暮らせるまちづくり条例の制定について (提案説明)
- 〓 第 2 7 議案第 1 5 号 松島町公告式条例の一部改正について (提案説明)
- 〓 第 2 8 議案第 1 6 号 松島町課等設置条例の一部改正について (提案説明)
- 〓 第 2 9 議案第 1 7 号 職員の給与に関する条例等の一部改正について (提案説明)
- 〓 第 3 0 議案第 1 8 号 松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について (提案説明)
- 〓 第 3 1 議案第 1 9 号 松島町新産業都市の区域における固定資産税の不均一課税に関する条例の廃止について (提案説明)
- 〓 第 3 2 議案第 2 0 号 松島町スポーツ振興センター条例の一部改正について (提案説明)

- 〓 第 3 3 議案第 2 1 号 松島町勤労青少年ホーム条例の一部改正について（提案説明）
- 〓 第 3 4 議案第 2 2 号 松島町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〓 第 3 5 議案第 2 3 号 松島町道路占用料等条例の一部改正について（提案説明）
- 〓 第 3 6 議案第 2 4 号 松島町災害対策本部条例の一部改正について（提案説明）
- 〓 第 3 7 議案第 2 5 号 松島町消防団の設置等に関する条例の一部改正について（提案説明）
- 〓 第 3 8 議案第 2 6 号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について（提案説明）
- 〓 第 3 9 議案第 2 7 号 指定管理者の指定について（提案説明）【蛇ヶ崎集会所】
- 〓 第 4 0 議案第 2 8 号 松島町障がい者計画について（提案説明）
- 〓 第 4 1 議案第 2 9 号 松島町観光振興計画について（提案説明）
- 〓 第 4 2 議案第 3 1 号 工事請負契約の変更について（提案説明）
- 〓 第 4 3 議案第 3 2 号 平成 2 4 年度松島町一般会計補正予算（第 8 号）について（提案説明）
- 〓 第 4 4 報告第 3 3 号 平成 2 4 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について（提案説明）
- 〓 第 4 5 議案第 3 4 号 平成 2 4 年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について（提案説明）
- 〓 第 4 6 議案第 3 5 号 平成 2 4 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について（提案説明）
- 〓 第 4 7 議案第 3 6 号 平成 2 4 年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）について（提案説明）
- 〓 第 4 8 議案第 3 7 号 平成 2 4 年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第 2 号）について（提案説明）
- 〓 第 4 9 議案第 3 8 号 平成 2 4 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について（提案説明）
- 〓 第 5 0 議案第 3 9 号 平成 2 4 年度松島町水道事業会計補正予算（第 4 号）について（提案説明）
- 〓 第 5 1 議案第 4 0 号 平成 2 5 年度松島町一般会計予算について（提案説明）
- 〓 第 5 2 報告第 4 1 号 平成 2 5 年度松島町国民健康保険特別会計予算について（提案説明）

- 明)
- 〃 第 5 3 議案第 4 2 号 平成 2 5 年度松島町後期高齢者医療特別会計予算について（提案説明）
 - 〃 第 5 4 議案第 4 3 号 平成 2 5 年度松島町介護保険特別会計予算について（提案説明）
 - 〃 第 5 5 議案第 4 4 号 平成 2 5 年度松島町介護サービス事業特別会計予算について（提案説明）
 - 〃 第 5 6 議案第 4 5 号 平成 2 5 年度松島町観瀾亭等特別会計予算について（提案説明）
 - 〃 第 5 7 議案第 4 6 号 平成 2 5 年度松島町松島区外区有財産特別会計予算について（提案説明）
 - 〃 第 5 8 議案第 4 7 号 平成 2 5 年度松島町下水道事業特別会計予算について（提案説明）
 - 〃 第 5 9 議案第 4 8 号 平成 2 5 年度松島町水道事業会計予算について（提案説明）
-

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

日程第3 諸般の報告

○議長（櫻井公一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より挨拶と行政報告をお願いします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第1回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

さて、本日提案いたします議案は、報告事項が1件、条例制定等が29件、工事請負契約の変更が1件、平成24年度補正予算が8件、平成25年度当初予算が9件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成24年12月14日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。12月14日には平成24年第4回松島町議会定例会を招集し、19日までの会期において松島町暴力団排除条例の制定、工事請負契約の締結及び各種会計補正予算等についてご審議いただき、ご承認をいただきました。

12月16日には、本県を会場に第32回全日本実業団対抗女子駅伝競走大会が開催され、松島町中央公民館前をスタートし、仙台陸上競技場へ向かうコースの大会に29チームが出場し、冬の宮城路を駆け抜けたところであります。

平成25年1月7日には、谷復興副大臣が来町し、本町の復旧状況等を説明するとともに本町の復興に向け復興交付金を活用した幹線道路の整備、地盤沈下対策などについて強く要望したところであります。

1月12日には、北海道剣淵町と本町がロケ地として撮影された映画「じんじん」の特別試写会が開催され、主演の大地康雄さんも来場し、試写会終了時には鳴りやまないほどの拍手で会場は包まれたところであります。

なお、映画「じんじん」は、ことしの初夏に松島町をスタートとして上映開始予定であります。

1月13日には、成人式を挙行し、新成人160人の門出をお祝いしております。

1月17日には、1月16日をもって交通死亡事故ゼロの1年間の記録を達成したことから、その努力に対して宮城県警察本部長から祝詞をいただいたところであります。この記録に満足

することなく、町内の各団体の方々と協力し、町民一丸となってこれまで以上に安全安心なまちづくりを目指していく決意を新たにしたところでもあります。

1月21日には、東日本大震災の復興に向け、根本復興大臣、宮城県知事等との意見交換会が行われ、本町のまちづくりの現状と課題について説明したところでもあります。

1月28日には、議会全員協議会において松島保育所シロアリ被害調査結果等の報告及び松島町観光振興計画改訂の中間案等について協議させていただきました。

1月31日には、特別名勝松島地内における震災復旧復興事業の効率的な実施に当たり、現状変更許可に関して許可権限を有する文化庁より主任文化財調査官を派遣していただき、現地調査・確認を含め指導・助言等をいただいたところでもあります。

2月3日には、第35回松島復興かき祭りが開催され、夏の厳しい残暑の影響により松島産のカキの生産が少なく、一時開催も危ぶまれましたが、宮城のカキの再生と沿岸被災地の復興を願い、関係機関等のご支援、ご協力等により1日限りの開催とはなりましたが、当日は約5万2,000人が来場し、会場は盛り上がりました。

2月3日から7日には、東日本大震災で寄附金をいただいた台湾の南投県魚池郷日月潭を訪問し、観光関係団体への感謝状を贈呈いたしました。

魚池郷は台湾中央部に位置し、国立風景区に指定されている湖・日月潭があり、台湾有数の観光地となっております。これに先立ち魚池郷役場観光発展協会へ訪問し、今回の縁を大切に、日台の有数観光地同士のきずなを深めながら相互の地域振興を図っていくことの意見交換を行いました。

また、台南市も訪問し、4月から始まる仙台・宮城ゲストイネーションキャンペーンのPRと本町への誘客を呼びかけてきたところでもあります。

2月15日には、議会全員協議会において松島町障がい者計画（案）について協議させていただきました。

2月28日には、ねんりんピック宮城・仙台2012松島町実行委員会第3回総会を開催し、事業報告、収支決算及び実行委員会の解散について承認されたところでもあります。

次に、要望等についてであります。東日本大震災の復旧復興等に関する要望ほか1件につきまして要望書の提出を行っております。

このほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 町長の行政報告を終わります。

ここで、お知らせいたします。

13時5分、片山議員、席に戻っております。

議長の諸報告は、印刷してお手元に配付しております。概要だけ申し上げたいと思います。

出納検査・監査の報告についてであります。12月21日、1月23日、2月22日に例月出納検査の報告をいただいております。

請願・陳情書等の受理は3件であります。内容は記載のとおりであります。

請願・陳情・意見書等の処理についてであります。これにつきましても記載のとおりであります。

国・県に対する要望等についてであります。内容は記載のとおりであります。

行政視察であります。1月18日に長崎県東彼杵町議会が来町しており、また2月7日には埼玉県加須市議会より来町しております。

会議等であります。12月14日の平成24年第4回松島町議会定例会を含め総件数33件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりであります。

議会だよりの発行です。2月1日に第113号を、3月1日に号外として平成24年度議会報告会まとめが発行されております。議会広報発行対策特別委員の皆さんには、大変ご苦労さまでした。

委員会調査についてであります。2月8日に第1常任委員会が特区構想について調査しております。

議員・委員派遣についてであります。1月17日に2市3町議長団連絡協議会議員研修会が開催され、13名の議員を派遣し、1月29日には宮城県町村議会議員講座へ5名の議員を派遣しております。研修内容については、記載のとおりであります。

以上で、議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合における議会報告ですが、これまでは本会議において各一部事務組合等の議員により、それぞれ報告を受けておりました。今回より報告書の配付という形で一部事務組合における議会報告にかえさせていただきます。

なお、12月定例会以降に開催されました一部事務組合等の議会につきましては、宮城東部衛生処理組合議会、塩釜地区環境組合議会、塩釜地区消防事務組合議会、宮城県後期高齢者医療広域連合議会です。

以上で、一部事務組合の議会報告を終わります。

日程第4 陳情第3号 東日本大震災被災者の介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を求める陳情について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、陳情第3号東日本大震災被災者の介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を求める陳情についてを議題とします。

本件につきましては、平成24年第4回定例会に陳情が提出され、第2常任委員会に付託し、継続審査となっておりますので、委員長より審査報告を求めます。7番渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） 陳情審査についてご報告申し上げます。

件名・陳情第3号東日本大震災被災者の介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を求める陳情について

審査の期日・場所、平成25年1月8日ほか記載のとおりでございます。

出席委員、後藤良郎委員ほか記載のとおりでございます。

出席を求めた者、陳情者仙台市青葉区五橋1丁目5の13、宮城県社会保障推進協議会会長刈田啓史郎。

参考人、宮城県社会保障推進協議会事務局長高橋隆一、同じく松島医療生活協同組合専務理事青井克夫。

採決の結果は、採択すべきもの。

審査の概要でございます。平成24年12月、当委員会に付託された陳情第3号東日本大震災被災者の介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を求める陳情についてに関する審査の概要は、次のとおりである。

当委員会では、審査を行うに当たって参考人に出席を求め、陳情の趣旨及び内容について説明を受けた。東日本大震災の被災地では生活再建の見通しが立たない被災者がたくさんいて、生活環境の変化による体調悪化等により介護支援が必要となる要介護認定者も増加しており、さまざまな支援の継続が求められている。

このような状況下にある被災地の現状を踏まえ、生活再建に至らない被災者に対する介護保険利用者負担減免措置に対する財政支援を延長するよう国に対して意見書として提出してほしいというのが陳情の趣旨となっている。

参考人からの説明並びに審査会における各委員の主な意見は、次のとおりである。

生活再建が実現するまで財政措置を延長してほしいとしているが、その時期はいつごろまでと見ているか。被災者の雇用が確保され、仮設住宅入居者がそこを出るまでと考えていると

回答されている。

被災者のうちで介護保険料の滞納者数はどれくらいいるのか。(県内) この問いに対して、県内1万4,000人ぐらいと回答されている。

被災者を思えば減免は継続すべきであり、元の生活に立ち直るための財政措置は必要である。減免をいつごろまで継続するかは、当然のことながら線引きすべきである。

東日本大震災で松島町は比較的軽微な損害で済んだが、近隣の被災地では甚大な被害をこうむっている。復興には多くの年月を要するのは明らかである。そのような実情からいっても陳情第3号の趣旨は十分に理解ができるとし、委員会としては賛成多数で採択すべきものと決せられた。

以上で終わります。

○議長（櫻井公一君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第3号を採決します。

陳情に対する委員長報告は採択すべきものであります。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、陳情第3号東日本大震災被災者の介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず継続するための財政措置を求める陳情については採択することに決定されました。

日程第5 陳情第4号 生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める陳情について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、陳情第4号生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める陳情についてを議題とします。

本件につきましては、平成24年第4回定例会に陳情が提出され、第2常任委員会に付託し、継続審査となっておりますので、委員長より審査報告を求めます。7番渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） 陳情審査報告を申し上げます。

件名・陳情第4号生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める陳情について

審査の期日・場所は、平成25年1月8日ほか記載のとおりでございます。

出席委員、後藤良郎委員ほか記載のとおりでございます。

出席を求めた者、陳情者・仙台市青葉区本町1丁目1の29、宮城県保険医協会理事長北村龍男。

同じく参考人、宮城県保険医協会副理事長井上博之、事務局長鈴木和彦、事務局員菅 良輔。採決の結果、採択すべきものでございます。

審査の概要。平成24年12月、当委員会に付託された陳情第4号生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める陳情についてに関する審査概要は、次のとおりである。

当委員会では、審査を行うに当たって参考人に出席を求め、陳情の趣旨説明及び宮城県保険医協会（陳情者）が昨年11月5日から本年1月7日まで被災した患者さんと県内の仮設住宅入居者を対象に実施した被災者の医療費一部負担金免除措置に関するアンケート中心集計結果の説明を受けて審査を行った。

陳情の趣旨は、未曾有の大災害から1年10カ月が過ぎた現在、被災地の復興は思うように進展しておらず、雇用確保や生活再建が進まない中で生活環境の変化によって体調が悪化し、介護や支援が必要となる被災者も出てきている。医療費の一部負担免除が3月いっぱい打ち切られては医療機関での受診もできなくなってしまう人も出てくる。そのような事態にならないよう、国の責任で被災者の医療費負担一部免除を4月以降も継続してほしい旨を意見書として提出してほしいという内容である。

参考人からの陳情趣旨説明、アンケート集計中間報告並びに審査会における質問、意見は次のとおりである。

生活再建の基準を、どう考えているのか。被災者の雇用状況が回復し、仮設住宅から一般住宅に移り住める状態になるまでと考えている、と回答されている。

財政支援を継続していくことは被災者のためには必要なことと思う。ただ、被災地には医療施設が足りない状況にある。この件に関してどのように対処していこうとしているのか。受診率を高めていくためにも被災地に医療機関をふやしていかなければならないと考えている、と回答されている。

被災地の復興事業は、これから本格的に行われようとしており、被災者が震災前の生活に戻

るまではまだまだ年数がかかるものと考えられる。そのような状況下にあつては、医療費一部負担免除を2013年4月以降も継続すべきであるとして、全会一致で採択すべきものと決せられた。

以上で、報告を終わります。

○議長（櫻井公一君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第4号を採決します。

陳情に対する委員長報告は、採択すべきものであります。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、陳情第4号生活再建に至らない東日本大震災被災者に対する医療費一部負担免除を2013年4月以降も継続を求める陳情については採択することに決定されました。

日程第6 陳情第5号 町道高城・松島線整備に関する陳情について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、陳情第5号町道高城・松島線整備に関する陳情についてを議題とします。

本件につきましては、平成24年第4回定例会に陳情が提出され、第2常任委員会に付託し、継続審査となっておりますので、委員長より審査報告を求めます。7番渋谷秀夫議員。

○7番（渋谷秀夫君） 陳情審査の報告を申し上げます。

件名・陳情第5号町道高城・松島線整備に関する陳情について

審査の期日・場所は、平成25年1月8日ほか記載のとおりでございます。

出席委員は、後藤良郎委員ほか記載のとおりでございます。

出席を求めた者、陳情者及び参考人として、松島町字小石浜23の5、松島区長高橋儀一。同じく宮城郡松島町松島字町内134の1、松島第8地区行政員蜂谷雅美。同じく松島第9地区行政員佐々木 洋。同じく松島第10地区行政員上野和泰。

採決の結果は、採択すべきものでございます。

審査の概要でございます。平成24年12月、当委員会に付託された陳情第5号町道高城・松島線整備に関する陳情についての審査概要は、次のとおりである。

当委員会では、審査を行うに当たり陳情者に出席を求め、陳情の趣旨及び内容について説明を受け、さらに現地において道路整備事業の現況図と照合しながら陳情者からの意見・要望を伺った。次に、庁舎において、当該道路の整備事業に対する町の考え方等について建設課建設班より説明を受けた。

陳情の趣旨は、一昨年の大震災において道路幅員が狭い箇所や道路線形が悪い箇所によって長い区間にわたり渋滞が発生し、緊急車両の通行や救援活動に支障を来したものであり、道路幅員の拡幅、電柱の撤去、そして石畳舗装等の事業実施をお願いしたいという内容である。

町当局（建設課）からの説明によると、3月上旬をめどに測量設計を進めている。電線等の地下埋設（無電柱化）については、電力会社より歩道のないところに地上器具（トランス）は設置できないことや、地下埋設を行うためには国の無電柱化推進計画（5カ年計画）に位置づけされなければならないことなどから、大変困難であると回答されている。

石畳舗装については、住民の意見に沿うような方向で進めたいと考えているが、震災復興交付金事業としては路面の高質化（石畳舗装）はできないものとなっている。しかしながら、本地区においては、現在、景観計画を策定中であることから景観配慮の必要性を復興庁に説明しながら実施に向け努力していく考えであるという内容である。

当委員会は、当該道路の幅員等に関し、これまでも拡幅等の要望が多かったところであり、今回の震災により改めて整備の必要性が高まったと受けとめ、難しい局面もあると思われるが、地域住民の協力を得ながら実現に向け事業の推進を図ってほしいという考え方で一致した。

以上、審査の結果、全会一致で採択すべきものと決せられた。

以上で、報告を終わります。

○議長（櫻井公一君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第5号を採決します。

陳情に対する委員長報告は、採択すべきものであります。本件を採択することに賛成の方の

起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、陳情第5号町道高城・松島線整備に関する陳情については採択することに決定されました。

日程第7 請願第1号 年金2.5%の削減中止を求める請願について

- 議長（櫻井公一君） 日程第7、請願第1号年金2.5%の削減中止を求める請願についてを議題とします。

事務局長より朗読させます。局長。

- 事務局長（櫻井一夫君） 請願第1号

年金2.5%の削減中止を求める請願について

請願者 仙台市青葉区五橋1丁目5-13

全日本年金者組合宮城県本部

委員長 宮野賢一

宮城郡松島町竹谷字弥勒堂90

全日本年金者組合宮城県本部

松島支部長 大友昌

紹介議員 松島町議会議員 今野章

陳情の趣旨

昨年11月16日には、衆議院解散に先立ちほとんど審議されることのないまま、今年10月から3年間で年金を2.5%も削減する法律が成立しました。

物価スライド「特例水準の解消」を理由としていますが、これは2000年から2002年に消費者物価指数が下がった時に高齢者の生活と経済への悪影響を避けるために年金を据え置いた措置です。

灯油など生活必需品の値上げ、復興税や各種控除の縮小による増税、社会保険料の増額などで高齢者の生活が厳しさを増している今、10年以上も遡って年金を引き下げる理由はありません。そして、来年4月からの消費税引き上げが重なるならば、その深刻さは計り知れません。「特例水準の解消」は毎年0.9%以上も年金を削減するデフレ下のマクロ経済スライドに連動し、限りない年金削減の流れが作られようとしています。

このような年金削減の流れを変えたいとする、私たちの運動にご理解いただき、不況をより

深刻にする年金2.5%削減の実施を中止するよう、地方自治法第99条の規定による意見書を国に提出されるようお願いいたします。

記

1 2013年からの2.5%の年金削減を中止すること。

以上

○議長（櫻井公一君） 朗読が終わりましたので、紹介議員より説明を求めます。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それでは、私のほうから年金2.5%の削減中止を求める請願について若干の説明をさせていただきたいと思います。ただいま局長のほうから要旨説明がございましたわけで、ほとんど同じような内容になるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

本請願はですね、昨年11月16日に衆議院の解散に先立ち、ほとんど審議をされるということがないまま、ことし10月からの3年間で合計年金を2.5%も削減をする法律、これができたわけでありまして、これを受けまして、高齢者の生活等を踏まえ、年金削減の中止を求める内容となっているわけでありまして。

今回の年金2.5%の削減の理由は、2000年、平成12年から2002年、平成14年に消費者物価指数が下がった時に高齢者の生活と経済への悪影響を避けるためとして年金を据え置いた措置、いわゆる物価スライド特例措置により、本来より高い水準で年金が支払われているとして、また世代間の公平を図ることを理由として、その解消をことし10月から今後3年間で行おうとするものであります。

しかし、この間、2004年の年金制度の改革では基礎年金国庫負担2分の1を約束し、その財源に充てるとして年金控除の廃止など年金課税の強化と定率減税の廃止などが行われ、2.8兆円もの増税が行われてまいりました。しかし、いまだにこの約束が実現をしておらず、今回消費税増税によって国庫負担2分の1の実現をしようとしている内容でございます。

今日、安倍首相の経済対策であるアベノミクスとも相まってガソリンや灯油など生活に欠かせない物品の値上げが続き、復興税や各種控除の縮小による増税、社会保険料の増額などで高齢者の生活はもちろん国民生活の厳しさも増してきております。これに来年4月からの消費税引き上げが重なっていくならば、その深刻さははかり知れないものとなるのではないかと考えるところでございます。

特例水準の解消と毎年0.9%もの年金を削減をするマクロ経済スライドが連動をするという

ことになれば、年金の削減が今後も長期に続いていくということが懸念をされるところでございます。高齢者の収入減少は高齢化率31%の本町の地域経済にも大きな影響を与え、自治体の税収減にも直結をすることになります。また、深刻な不況が続く日本経済にとっても庶民の懐を温めることがデフレ脱却の特効薬と多くの経済関係者も言っております。

よって、この年金を削減をするのではなく、最低保障年金制度の確立など安心して生活できる高齢期を実現するため、本請願の採択をいただきますようお願いを申し上げまして紹介議員からの説明とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

請願第1号については、所管の委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号年金2.5%削減中止を求める請願については、第2常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8 報告第1号 工事請負契約変更の専決処分についての報告について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、報告第1号工事請負契約変更の専決処分についての報告を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 報告第1号、工事請負契約変更の専決処分の報告について申し上げます。初めに、おわびを申し上げたいと思います。

まず、議会運営委員会に対しまして、役場組織内の事務連絡の不手際から工事内容変更等の説明に誤りがあり、ご迷惑をおかけいたしました。また、議会に対しましては、専決処分に至るまでの経緯経過に関する説明を十分に行うべきところを行いませんでした。この点、深く反省しており、改めておわびを申し上げたいというふうに思います。どうも申しわけございませんでした。

それでは、松島中学校体育館大規模改修に関する専決処分についてご説明申し上げます。

このたびの大規模改修工事については、昨年9月定例議会において工事請負契約の締結について、可決いただき、準備期間を経て工事に着手いたしました。工事を進める中、10月末に請負業者である株式会社鈴木工務店の現場代理人により内装解体において当初確認されなかったコンクリート構造体への地震等が見られる亀裂が確認された旨の報告があり、直

ちに町・請負業者・施工監理業務受託者の3者で現場状況を確認し、改めて約1カ月かけて亀裂箇所の詳細な調査を実施いたしました。

調査結果の内容を検討したところ、亀裂箇所部分については、当該体育館の耐力壁としての強度が必要なところでもあり、改修後の安全のみならず現状のままでは工事施工にも作業の安全面で大きな問題があり、補修について工事を一時中断することは建屋内の作業一体の中で足場の撤去、再設置や下請業者の再雇用確保の難しさ等、さらなる施工費用の増額が想定され、早期に補修する必要があると判断し、亀裂補修工事を施工いたしました。全体の亀裂補修数量を把握した段階で工事内容を精査し、専決処分したところです。

また、亀裂補修に関して工事を一時中断した場合、これらのおくれにより、この体育館で2月末に予定されている3年生を送る会並びに3月9日の卒業式、さらに4月の入学式等ができなくなることから、震災により旧講堂も解体し、生徒たちの唯一の思い出が残るこの体育館で何としてでも式典を挙げてやりたいとの思いから工事を中断せずに施工する判断をしたところです。

よろしくお願い申し上げます、松島中学校体育館大規模改修工事の専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（櫻井公一君） 以上で、町長の報告を終わります。

日程第9 議案第1号 松島町議員報酬等審議会設置に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第1号松島町議員報酬等審議会設置に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第1号、松島町議員報酬等審議会設置に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方自治法の改正に伴い、政務調査費の名称を政務活動費に改めるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第1号松島町議員報酬等審議会設置に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第10 議員提案第1号 松島町議会基本条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議員提案第1号松島町議会基本条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 議員提案第1号について、提出理由を申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、地方自治法の改正により政務調査費の名称が政務活動費に改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

また、平成23年5月2日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなったことから、松島町議会基本条例で議決事項として追加するものであります。

さらには、現在議決事項として定めております教育振興基本計画を議決事項から削除するための改正をあわせて提案するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案について、提出者からの説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第1号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議員提案第1号松島町議会基本条例の一

部改正については原案のとおり可決されました。

日程第11 議員提案第2号 松島町議会委員会条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議員提案第2号松島町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 議員提案第2号についてご説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、地方自治法の改正により委員の在任期間等について定められていた事項が削られたため、これらの事項を委員会条例に規定するため所要の改正を行うものであります。

なお、常任委員の任期については2年としておりましたが、委員会活動のより一層の充実を図るため議員の任期である4年とする改正を行うため提案するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案について、提出者からの説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議員提案第2号松島町議会委員会条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第12 議員提案第3号 松島町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第12、議員提案第3号松島町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 議員提案第3号松島町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正に

ついて提出理由を申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、地方自治法の改正により政務調査費の名称が政務活動費に改正され、また交付目的が調査研究活動から調査研究、その他の活動に改められたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

さらに、政務活動費を充てることのできる経費の範囲を条例で定めることとされたため、規則で定めていたものを条例で規定するため提案するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案について、提出者からの説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第3号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議員提案第3号松島町議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第13 議員提案第4号 松島町議会会議規則の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第13、議員提案第4号松島町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者からの説明を求めます。12番太齋雅一議員。

○12番（太齋雅一君） 議員提案第4号松島町議会会議規則の一部改正について提出理由の説明を申し上げます。

今回の規則の一部改正につきましては、地方自治法の改正により本会議において公聴会の開催や参考人の招致ができることになったことなどから所要の改正を行うものであります。

また、これまで試行により質疑は質疑回数原則3回のところを一問一答方式で行い、一般質問においては一括質問方式と一問一答方式のいずれかの選択性により実施してまいりました。質疑回数等をこれまでどおりにすることは適当でないことから、所要の改正を行うため提出するものであります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案について、提出者からの説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第4号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議員提案第4号松島町議会会議規則の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第2号 松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第14、議案第2号松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第2号松島町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の制定について提出理由を申し上げます。

今回の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）、以下この法律のことは「地域主権改革一括法」というふうに表現させていただきたいと思っております。この法律の公布に伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省令にて定められていた地域指定密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について、このたび国の基準に従い条例にて定めることとなりましたので、本条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願いを申し上げます。

なお、地域主権改革一括法の資料につきましては、総務課長より説明させます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷総務課長。

○総務課長（熊谷清一君） それでは、今皆さんの手元に今回の第2号議案のところに資料ということで第1次一括法の概要という資料、こういう皆さんの第2号議案の前にあったかと

と思いますが、よろしいでしょうか。それに基づきまして説明をさせていただきます。

まず、今回でありますけれども、地方自治体が自立性を発揮して自主性を強化するために、この地方主権一括法が制定されております。その中の法律が資料でいう括弧書きになります。先ほど町長のほうからありましたけれども、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律であります。これで第1次一括法の概要というところでは平成、法律第37条になります。そして平成23年に公布されたのが2つほどあります。それは第1次と第2次、第1次につきましては5月に、第2次につきましては8月というふうに裏めくっていただきますとなっております。

それで、まず第1次につきましては、義務づけ枠づけの見直しと条例制定権の拡大ということで41の法律、これが該当します。そして、その下に例といたしましてどういうものが該当するかというと施設・公物設置管理の基準ということで児童福祉施設とか公営住宅とか道路と今後条例が出てきますが、こういうものであります。大きく2つ目としては協議、同意、許可、認可、承認関係、3つ目として計画等の策定及び手続関係について今回第1次となっております。

1枚めくっていただきます。めくっていただきますと、今度第2次一括法の概要、これは平成23年の法律第105号になります。今回は大きく2つになります。

まず、①というふうになっておりますが、基礎自治体への権限の移譲、47法律があります。中身的には都道府県の権限を市町村のほうへ移譲するという内容であります。じゃどんな例かということで、その下に例ということで記載されております。こういうものが該当する。大きく2つ目、これは第1次と同様に義務づけ枠づけの見直しということで160の法律が該当しております、例として記載の(1)から先ほどの第1次と同じ項目で記載されておりますが、内容はちょっと異なりますが、記載されております。

そして、じゃ今度具体的にということで、次のページ、2枚目になります。市町村条例委任事項の一覧表、第1次、次のページめくっていただきますと第2次となりますが、例えば第1次で説明申し上げますと、今回の条例制定及び一部改正につきましては、ずっと横に見ていきますと条例策定主体というのがあります。その下に仙台市、仙台市以外の市町村、今回該当いたしますのは仙台市以外の市町村、ここが松島町として該当するところになります。同じように1枚めくっていただきますと第2次の一括法分ということで、これも同じように仙台以外の市町村、今回もここに該当する分であります。これが今回の条例で制定、一部改正点です。

今回提案させていただきました議案としては、該当するのは議案第2号から議案第13号、もう一度言います。議案第2号から議案第13号までが今回の一括法に関係する今回の提案となりますので、よろしくお願いたします。説明は以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで進行上、議事進行上、休憩をとりたいと思います。再開を14時10分といたします。

午後1時55分 休 憩

午後2時10分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第15 議案第3号 松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第15、議案第3号松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第3号、松島町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今回の制定につきましては、地域主権一括法の公布に伴い、介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省令にて定められていた指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について、このたび国の基準に従い条例にて定めることとなりましたので、本条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第16 議案第4号 松島町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第16、議案第4号松島町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第4号、松島町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今回の制定につきましては、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）の公布により、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員に係る基準及び指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準について、地域主権一括法の関係で国の基準に従い条例にて定めることとなりましたので、本条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第17 議案第5号 松島町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第17、議案第5号松島町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第5号、松島町町道の構造の技術的基準に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

今回の条例制定につきましては、地域主権一括法第33条により、道路法第30条第3項において都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は政令で定める基準を参酌して当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める旨を受け、本条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第6号 松島町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第18、議案第6号松島町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

- 町長（大橋健男君） 議案第6号、松島町町道に設ける道路標識の寸法に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の条例制定につきましては、地域主権一括法の第33条により道路法第45条第3項において都道府県道及び市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して当該都道府県道または市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める旨を受け、本条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。
-

日程第19 議案第7号 松島町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の制定について
(提案説明)

- 議長（櫻井公一君） 日程第19、議案第7号松島町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の制定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

- 町長（大橋健男君） 議案第7号、松島町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な町道の構造の基準に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の条例制定につきましては、地域主権一括法の第162条により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条において、道路管理者は特定道路の新設または改築を行うときは当該特定道路を移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する省令を参酌すべき基準として適合させなければならない旨を受け、本条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。
-

日程第20 議案第8号 松島町町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について（提案説明）

- 議長（櫻井公一君） 日程第20、議案第8号松島町町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第8号、松島町町営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

平成23年5月2日に地域主権一括法が公布され、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、条例の制定を行うものであります。

内容といたしましては、公営住宅等の整備基準を事業主体である町が条例をもって定めることとされたことに伴う条例の制定であります。

基準につきましては、国土交通省令で定める公営住宅等整備基準に基づき、同様の基準をもって制定するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第21 議案第9号 松島町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第21、議案第9号松島町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第9号、松島町における高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条において特定公園施設の新設、増設または改築を行うときは移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令、以下「主務省令」と言います。で定める基準に適合させなければならない旨が規定されていましたが、地域主権一括法第162条により改正が行われ、主務省令を参酌すべき基準として条例を定め、その基準に適合させなければならないこととされたことから本条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第22 議案第10号 松島町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第22、議案第10号松島町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第10号、松島町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の条例制定については、地域主権一括法の施行により水道法の一部が改正され、水道布設工事の監督技術者の配置基準・資格基準及び水道技術管理者の資格基準を町の条例で定めるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第23 議案第11号 松島町営住宅条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第23、議案第11号松島町営住宅条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第11号、松島町営住宅条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

地域主権一括法が公布され、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い条例の制定を行うものであります。

改正の主たる内容につきましては、入居収入基準、裁量階層の対象が条例委任されたことにより条例で規定するものであります。

裁量階層対象者として、高齢者、障害者、子育ての各世帯を規定し、入居収入基準は従来のおおりに21万4,000円を規定しております。

一般階層対象者の入居基準につきましては、従来のおおりに15万8,000円を規定しております。

また、今回の一部改正では小石浜住宅に入居されている方々に、これまでと同様住まわれるよう町営住宅として条例化するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第24 議案第12号 松島町都市公園条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第24、議案第12号松島町都市公園条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第12号、松島町都市公園条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

地域主権一括法第103条による都市公園法の一部改正により、政令で定められていた都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準を条例事項化するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第25 議案第13号 松島町下水道条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第22、議案第13号松島町下水道条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第13号、松島町下水道条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例制定については、地域主権一括法第107条により下水道法の一部が改正され、政令で定められた公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理の基準を町の条例で定めるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第26 議案第14号 松島町安全で安心して暮らせるまちづくり条例の制定について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第26、議案第14号松島町安全で安心して暮らせるまちづくり条例の制定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第14号、松島町安全で安心して暮らせるまちづくり条例の制定につい

て提案理由を申し上げます。

今回の制定につきましては、安全・安心なまちづくりは行政、地域住民、事業者など社会を構成する多様な主体が参画し、地域社会が連携して支え合うことを基本として町民一人一人が、みずからの安全はみずからが守る、地域の安全は地域が守るといった意識を持つことを促すため、本条例を制定するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第27 議案第15号 松島町公告式条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第27、議案第15号松島町公告式条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第15号、松島町公告式条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、本条例が引用している例規名が改正されているため、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第28 議案第16号 松島町課等設置条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第28、議案第16号松島町課等設置条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第16号、松島町課等設置条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、町民福祉課の事務量の適正化及び効率的な組織運営の観点から、現在の町民福祉課の事務を、新設する健康長寿課とで分けて整理を行う組織の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第 29 議案第 17 号 職員の給与に関する条例等の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第29、議案第17号職員の給与に関する条例等の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第17号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきまして、第1条については、会計管理者及び課長等の職務内容等を考慮し、別表第2の級別職務分類表について条例の改正を行うものであります。

第2条につきましては、給与構造改革の経過措置の解消に伴う対応として平成25年4月1日の若年層職員の昇給号俸の回復等について条例の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第 30 議案第 18 号 松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第30、議案第18号松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第18号、松島町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、条例中に規定している同法の項が繰り上がるため所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第 31 議案第 19 号 松島町新産業都市の区域における固定資産税の不均一課税に関する条例の廃止について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第31、議案第19号松島町新産業都市の区域における固定資産税の不均一課税に関する条例の廃止について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第19号、松島町新産業都市の区域における固定資産税の不均一課税に関する条例の廃止についての提案理由を申し上げます。

松島町新産業都市の区域における固定資産税の不均一課税に関する条例は、地方の開発発展の中核となるべき新産業都市の建設促進などを目的とする新産業都市建設促進法の規定により平成9年3月に制定したものであり、その内容は、平成9年1月2日から平成13年3月31日までの期間において取得した事業用資産について、課税年度から3年間の不均一課税を行うものでありました。

現在において、この不均一課税条例の対象期間は既に経過しており、またこの条例のもとになる新産業都市建設促進法も既に廃止になっており、この条例の効力は失っている状態であることから、今回この条例を廃止するため提案するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第32 議案第20号 松島町スポーツ振興センター条例の一部改正について
（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第32、議案第20号松島町スポーツ振興センター条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第20号、松島町スポーツ振興センター条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

スポーツ振興センターは、平成13年1月からスポーツ振興のための諸施策を総合的に実施するため松島運動公園内に設置しましたが、地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者制度を導入し、平成23年4月から公園内の施設運営、管理は指定管理者に委ねております。現在、スポーツ振興センターの事業運営は松島町B&G海洋センターを拠点に実施していることから、その設置場所を変更するものです。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第33 議案第21号 松島町勤労青少年ホーム条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第33、議案第21号松島町勤労青少年ホーム条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第21号、松島町勤労青少年ホーム条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、条文中の用語を統一するため字句の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第34 議案第22号 松島町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第34、議案第22号松島町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第22号、松島町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、土地改良法と条例との整合性を図るため、条ずれ及び字句の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第35 議案第23号 松島町道路占用料等条例の一部改正について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第35、議案第23号松島町道路占用料等条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第23号、松島町道路占用料等条例の一部改正について提案理由を申

し上げます。

今回の改正につきましては、道路法施行令改正に伴う占用料表の条ずれの改正を行うもの
あります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第36 議案第24号 松島町災害対策本部条例の一部改正について（提案説
明）

○議長（櫻井公一君） 日程第36、議案第24号松島町災害対策本部条例の一部改正について（提
案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第24号、松島町災害対策本部条例の一部改正について提案理由を申
し上げます。

今回の改正につきましては、災害対策基本法の改正により県と市町村の役割が明確化され、
改正により条ずれが生じたため改正し、あわせて字句の修正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第37 議案第25号 松島町消防団の設置等に関する条例の一部改正について
（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第37、議案第25号松島町消防団の設置等に関する条例の一部改正に
ついて（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第25号、松島町消防団の設置等に関する条例の一部改正について提
案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、消防組織法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、当
該条例の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第38 議案第26号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第38、議案第26号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第26号、宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について提案理由を申し上げます。

今回の規約変更につきましては、組合の共同処理する事務、組合の議会の議員の選挙区及び退職手当を受ける者の規定を変更するため、宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更が必要となり、地方自治法第286条第1項の規定に基づき関係地方公共団体に協議を求められており、同法第290条の規定により議会の議決を必要とするため提案するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第39 議案第27号 指定管理者の指定について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第39、議案第27号指定管理者の指定について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第27号、指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

蛇ヶ崎集会所の指定管理者の指定について、松島町松島区会を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第40 議案第28号 松島町障がい者計画について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第40、議案第28号松島町障がい者計画について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第28号、松島町障がい者計画について提案理由を申し上げます。

松島町障がい者計画につきましては、地方自治法第96条第2項に基づき、松島町議会基本条

例第8条の規定により議会の議決事項となっていることから、このたび計画書を提出し、議会の議決を求めるものであります。

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき、障害者のための施策に関し、本町の基本的な計画を策定するものであります。

本町の障がい者計画は、平成18年度に最初の計画を策定しており、今回見直しを行うものですが、現行の計画を継承しつつ、今後の町の障害福祉施策として相談支援態勢の充実、障害者虐待の防止、防災対策の推進、また障害児支援の充実など取り組みの強化を掲げ、推進していくものであります。

詳細につきましては、町民福祉課長から説明させます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 安部町民福祉課長。

○町民福祉課長（安部新也君） それでは、私のほうから松島町障がい者計画についてご説明いたします。計画書の概要につきましては、先月の全員協議会において説明しておりますので、資料の第1期計画評価内容について説明させていただきます。

1枚目をめくっていただきます。第1期計画の評価、読み上げさせていただきます。

日常生活や家族のあり方の多様化により、また障がいをお持ちの方のライフステージごとの課題など個々の抱える課題が多様化、複雑化しております。この課題を解決するためには行政のみならず他の専門関係機関や地域との連携・協力が必要と考え、第1期計画では取り組んでまいりました。

今回第2期計画策定に当たり、松島町障害福祉自立支援推進委員会に第1期計画の振り返りと課題についてご意見をいただくとともにアンケート結果を踏まえ、施策ごとに点検・整理を行いました。

第1期計画では、関係機関との連携により達成に向け取り組み、一定の施策については達成できたものの、今後も引き続き取り組む必要があります。

計画の達成状況については、今後も点検・評価等を行い、進行管理を行います。また、障害福祉サービスなどは国、県の動向、近隣市町村の実施状況なども踏まえ検証・整理してまいります。

具体的な施策の評価ですけれども、次ページの第1期の施策の体系順にご説明いたします。

地域で生活する仕組みづくりでございますけれども、相談支援体制の構築における施策の方向の(1)の相談・情報提供支援体制の整備での表がございますが、さまざまな相談に対応でき

る体制づくりのため、県社会福祉協議会へ事業を委託し、専門的な相談体制の確保に努めている。また宮城県東部地域自立支援協議会を立ち上げ、圏域での障害者福祉に取り組んだ。

自立支援推進委員会では、障害者の意見などを反映し、サービス向上を目指しています。障害者施策などの情報提供は広報等で行いました。

(2)日常生活支援機能の充実でございますが、利用者が自分に合ったサービスを理解し、必要に応じて利用できるようにわかりやすくサービス内容を周知する必要があるが、障害特性に応じた方法で行うことはできなかった。

(3)でございます。地域生活移行の促進では、長期に入院されている方など在宅に移行するための支援体制を整えるケア会議を行ったものの在宅生活へ移行した方は少なかったのでございます。

社会参加への支援におけます施策の方向の(4)でございます。外出・社会参加活動の支援では、ガイドヘルパー派遣事業の実施、手話通訳、要約筆記者の派遣によりますコミュニケーション支援を実施しました。

(5)居住環境改善の支援では、住宅改修費助成制度を実施し、活用されている。グループホームなどの施設については、依然として地域にふえていない。災害時の情報伝達や避難態勢については、十分でなかった。再度構築に向け取り組む予定でございます。

(6)社会参加機会の拡充では、身体障害者団体のスポーツ大会などの運営や参加支援を図っている。しかしながら、社会参加を支えるボランティアの育成ができなかった。引き続き育成に努める必要がございます。

次ページお願いいたします。自分らしい生活のための環境づくりでございますけれども、自分らしさの実現の施策の方向、(1)でございますけれども、権利擁護体制の充実では、成年後見制度を含めた権利擁護については周知に努めたが、アンケートでは7割が知らないとされ、今後も周知が必要である。

(2)の障がい者の自己実現に向けた支援では、自己実現機会の拡充のため障がい者自身がIT機器の活用により必要な情報など受信・発信できるよう知識取得レベルアップのための研修が十分でなかった。

(3)成長に伴う一貫した教育体制の整備では、幼少期からの相談体制では関連する機関と連携し、情報共有と支援に努めた。

(4)障がい者の就労・雇用支援では、相談支援事業所などを活用し、就労に向け取り組みを支援している。町内の通所施設利用者の賃金向上のため官公需に努めました。

安心した生活のための支援サービスでございます。保健医療サービスの充実化の施策の方向(1)発達支援・療育体制の充実では、施設的环境整備を行い、利用しやすい施設整備を図った。発達支援ネットワークの形成については、身近な施設で言語聴覚士などによる専門的な相談にも応じた。発達支援に関しては、広域的に取り組んでいる。障害児のボランティア支援に関しては、担い手となるボランティアの支援まで取り組むことはできなかった。

(2)の医療と福祉との連携では、医療的ケアなどが必要な相談者に対する情報提供や施設の紹介に努めた。医療体制や専門的サービスの充実については、宮城県や事業所などに圏域として要請していく必要がある。

支え合う人と基盤の整備の施策の方向の(3)でございますけれども、地域福祉体制の充実では、町の社会福祉協議会が主催するキャップハンディ体験やボランティア研修が効果を上げている。しかしながら、ボランティアの活動の場や機会を設けることができなかった。今後は社会福祉協議会などと連携し、取り組む必要がある。

(4)でございますけれども、ユニバーサルデザインによるまちづくりでは、新設や増改築がある公共施設では誰でも利用しやすい多目的トイレやオスメイトトイレなどの設置を推進した。それから、誰もが移動しやすい交通機能としまして手帳所持者の町民バス無料化、福祉タクシー券交付などの外出時の支援を図りました。

以上で、第1期計画の評価内容の説明を終わりますが、これらの評価を踏まえまして第2期計画を推進してまいります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第41 議案第29号 松島町観光振興計画について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第41、議案第29号松島町観光振興計画について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第29号、松島町観光振興計画について提案理由を申し上げます。

平成13年度に策定した松島町観光振興計画について、策定から10年以上が経過したことで現状の分析と課題の見直しを図り、松島町震災復興計画と連携することで観光行政の価値を、さらに高めるために現計画の改訂を行うものであります。

去る1月28日の全員協議会において中間案について協議をさせていただき、協議内容を反映した最終案を、庁内関係各班長で構成する観光振興計画改訂庁内検討委員会の第6回目の会

議において検討の上、2月19日に松島町観光審議会に諮問し、審議いただきました。

本日は、観光審議会で審議いただいた別紙の内容のとおり、松島町観光振興計画を改訂する上で地方自治法第96条第2項に基づき議会の議決事項である松島町議会基本条例第8条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、全員協議会において協議させていただいた後において変更等のありました部分につきましては、企画調整課長から説明をさせていただきます。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 亀井企画調整課長。

○企画調整課長（亀井 純君） 1月28日の議会全員協議会においてご意見を頂戴し、修正させていただいた箇所についてご説明申し上げます。

初めに、計画本編の3ページでございます。(3)の役割分担、中ほどにございます来訪者部分において、松島ならではの作法と明記しておりましたが、松島ならではの作法の意味が不透明であるとの意見を頂戴いたしました。

このことから、「松島ならではの作法」を、英語標記のmatsushima観光とは「静寂な松島でしか得られない魅力の享受であり、これは事業者や町民、行政だけではなく来訪者の協力がなくては到底得られないことから、静寂な雰囲気をみんなで保ち、つくり上げると同時に楽しむための心構え」と定義づけをし、役割分担の本文に盛り込む形で修正を行っております。

また、この修正に合わせ、必要な文言修正を行っております。

次に、資料としてお配りしております施策説明編の1ページでございます。下の部分に記載しております主な事業の2番目の貴重な松島の財産を守る松くい虫防除事業でございます。松くい虫対策について、自治体間で温度差が感じられることから、県などとの体制づくりを入れ込むべきとの意見を頂戴いたしました。

このことから、県や松島湾に面する関係自治体と連携し、事業を実施するとの内容を追加修正しております。

次に、25ページでございます。主な事業の1番目の瑞巖寺・五大堂・観瀾亭などの伝承でございます。観瀾亭については、国宝級の取り扱いになってもいいと考え、県への管理移管を検討したいと答弁させていただいております。

このことから、国や県における文化財の管理について検討するとの内容を追加修正しております。

次に30ページでございます。中段にあります④懐の深い松島めぐりの創成の主な事業の2番

目、女性をターゲットとしたパワースポットの誘客宣伝でございます。3つの赤い橋、福浦橋、五大堂透橋、雄島渡月橋の話をも町が公式に打ち出す内容で記載しておりましたが、町が公式に打ち出すとの文言について検討すべきとの意見を頂戴しました。

このことから、「町が公式に」の文言を削除し、必要な文言修正を行っております。

また、このほか誤字・脱字ありましたところについて修正させていただいております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

議案第30号につきましては、けさほどお話ししましたように欠番となっております。

日程第42 議案第31号 工事請負契約の変更について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第42、議案第31号工事請負契約の変更について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第31号、工事請負契約の変更について提案理由を申し上げます。

松島町中央公民館大規模改修工事について、平成24年7月臨時議会において工事請負契約の締結についてご承認いただき、工事に着手いたしましたが、外壁に多数の亀裂が確認され、その補修が必要となっております。

加えて、改修後、文化ホールとして利活用をするに当たりトイレの設置数が不足し、1階にトイレを増設する必要があることから変更契約を締結するため議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○町長（大橋健男君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

議案第32号からは一般会計補正予算に入るわけでありましてけれども、ここで休憩をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

再開を3時10分といたします。

午後2時55分 休 憩

午後3時10分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

日程第43 議案第32号 平成24年度松島町一般会計補正予算（第8号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第43、議案第32号平成24年度松島町一般会計補正予算（第8号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第32号平成24年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員の産休育児休業等に伴う人件費及びカキ死滅対策事業並びに災害復旧事業等について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきまして、9ページをお開き願います。

1款議会費1項1目議会費につきましては、町村議会議員共済会負担金が現議員数に対し算定されたことに伴い、議員1名分相当額について減額するものであります。

2款総務費1項1目一般管理費の公務災害補償特別負担金につきましては、東日本大震災による臨時特例的な支出である公務災害補償等給付費等に対し負担するものであります。

10ページをお開き願います。16目震災復興基金費につきましては、景勝地である松島の災害復旧及び復興財源として寄附をいただいた金額について積み立てするものであります。

17目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、当初基金積み立て対応としていた漁業集落防災機能強化事業及び漁港施設機能強化事業分の交付金について県補助金として直接充当することとなったため基金積立金5,792万2,000円を減額し、あわせて基金利子分については積み立てするものであります。

18目復興推進費につきましては、景観計画検討委員会委員報酬の精査、及び津波シミュレーション作成業務並びに松島地区等復興まちづくり計画策定業務の精査に伴い減額するものであります。

20目仮庁舎整備費につきましては、仮庁舎建設実施設計業務の精査及び仮庁舎用地を盛り土するために宮城県道路公社より土砂を受け入れ敷きならしするための費用として仮庁舎盛り土材敷きならし工事費について補正するものであります。

12ページをお開き願います。3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、緊急雇用創出事業の実績等に伴い減額するものであります。

4項5目衆議院議員総選挙費につきましては、執行経費の確定に伴い補正するものであります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、緊急雇用創出事業の実績等及び災害弔慰金の精査に伴い減額し、国民健康保険保険基盤安定負担金並びに財政安定化支援分の確定に伴い、国民健康保険特別会計への繰出金を補正するものであります。

2目障害者福祉費につきましては、障害者自立支援給付費の増及び東日本大震災に伴う医療費の一部負担金の免除の延長により心身障害者医療費助成が減少したために補正するものであります。

14ページをお開き願います。3目老人福祉費につきましては、特別敬老祝い金等事務事業の精査に伴い減額し、後期高齢者医療保険保険基盤安定負担金の確定に伴い後期高齢者医療特別会計への繰出金を補正するものであります。

5目介護保険対策費につきましては、平成23年度介護保険低所得者利用負担軽減対策事業費の確定に伴う返還金を補正し、介護保険特別会計への事務費繰出金について精査し、減額するものであります。

6目保健福祉センター管理費の燃料費につきましては、灯油等燃料単価の高騰に伴い補正するものであります。

2項3目保育所費につきましては、松島保育所のシロアリ被害の対策として被害箇所の応急工事を実施するための経費等について補正するものであります。

7目児童福祉施設費につきましては、当初計画していた事業について東日本大震災復興交付金事業に採択されたことに伴い、事業を組み替え減額するものであります。

3項1目災害救助費につきましては、災害廃棄物処理事業に伴う手数料及び広域処理に係る費用並びに損壊家屋等解体工事費の精査に伴い減額し、災害廃棄物処理見込み量の減少により宮城東部衛生処理組合特別負担金を補正するものであります。

16ページをお開き願います。4款衛生費1項2目予防費につきましては、健康診査事業の精査に伴い減額し、平成23年度感染症予防事業費の確定に伴う返還金について補正するものであります。

5目環境衛生費につきましては、再生可能エネルギー等導入実施設計業務の完了及び合併処理浄化槽設置整備事業等の精査に伴い、減額するものであります。

2項1目塵芥処理費につきましては、宮城東部衛生処理組合で処理しておりますペットボトル及びプラスチック製容器包装の配分金の増並びに資源物売り払い単価の増等に伴い、負担

金を減額するものであります。

5 款労働費 1 項 2 目労働諸費につきましては、緊急雇用創出事業の実績等に伴い、減額するものであります。

18 ページをお開き願います。6 款農林水産業費 1 項 4 目農地費につきましては、県営ほ場整備事業土手外地区及び下志田地区並びに県営事業湛水防除負担金の確定に伴い、補正するものであります。

3 項 2 目水産業振興費につきましては、昨年の厳しい残暑等により松島産カキが 7 割以上死滅し、カキの出荷量が著しく減少したことに伴い、今後も松島産カキの生産を継続できるようカキの養殖費用の一部を宮城県漁業協同組合松島支所に対し補助し、経費を補正するものであります。

7 款商工費 1 項 2 目商工業振興費につきましては、緊急雇用創出事業の実績等及び中小企業振興資金融資等保証料補給事業の実績に伴い、減額するものであります。

20 ページにわたります 8 款土木費 1 項 1 目土木総務費につきましては、緊急雇用創出事業の実績等に伴い、減額するものであります。

5 項 2 目公共下水道費につきましては、事務事業の精査及び東日本大震災復興交付金事業の精査に伴い、下水道事業特別会計への繰出金を減額するものであります。

6 項 2 目木造住宅等震災対策事業費及び 3 目被災住宅再建事業費並びに 5 目住宅環境整備費につきましては、事業の実績に伴い、減額するものであり、4 目災害公営住宅整備費につきましては、昨年の 12 月用地購入が終了したことに伴い、補正するものであります。

22 ページをお開き願います。10 款教育費 3 項 4 目学校建設費につきましては、中学校屋内運動場改修事業の精査に伴い、減額するものであります。

24 ページをお開き願います。11 款災害復旧費 1 項 1 目農地災害復旧費につきましては、県営災害復旧事業手樽地区除塩事業の確定及び一部農地災害復旧事業を宮城県で実施していることに伴い、負担金を補正するものであります。

2 目農業用施設災害復旧費につきましては、東日本大震災により、ため池・水路等の農業用施設が機能不良となっていることから、農作物の作付に支障が出ないよう災害復旧費を増額するものであり、また一部農業用施設災害復旧事業等を宮城県及び大郷町並びに鶴田川土地改良区で実施していることに伴い、負担金を補正するものであります。

2 項 1 目公共土木施設災害復旧費につきましては、5 市区町から派遣していただいている災害派遣職員経費の精査、及び平成 25 年 1 月並びに 2 月からの宮城県任期付職員の災害派遣経

費等について補正するものであります。

26ページをお開き願います。4項1目その他公共施設公用施設災害復旧費につきましては、勤労青少年ホーム災害復旧費について補正するものであります。

12款公債費1項1目元金につきましては、平成24年12月24日付で公的資金保証金免除繰り上げ償還が承認されたことに伴い、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金より借り入れした事業債について繰り上げ償還するものであります。

その他の歳出補正につきましては、事務事業の精査及び事業費の確定に伴うものであります。歳入につきましては、3ページをお開き願います。

2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、4ページにわたります5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、7款ゴルフ場利用税交付金、8款自動車取得税交付金、11款地方交付税につきましては、今年度の宮城県からの交付見込み額通知及び実績見込みに伴い補正するものであります。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金につきましては、国民健康保険保険基盤安定負担金の交付決定に伴い減額するものであり、障害者自立支援給付費負担金につきましては、歳出でご説明しました障害者自立支援給付費に対するものであります。2目教育費国庫負担金につきましては、中学校屋内運動場改修事業費負担金の確定に伴い補正するものであります。3目災害復旧費国庫負担金につきましては、公共土木施設災害復旧事業費負担金の補助率増嵩に伴う交付決定見込みにより補正するものであります。

2項1目民生費国庫補助金につきましては、次世代育成支援対策ソフト交付金の交付決定に伴い減額するものであります。2目衛生費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました合併処理浄化槽設置整備事業の精査に伴い、減額するものであります。3目農林水産業費国庫補助金につきましては、農地災害復旧事業費補助金及び農業用施設災害復旧事業費補助金の補助率増嵩に伴う交付決定見込みにより補正するものであります。

6ページをお開き願います。4目土木費国庫補助金につきましては、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴い、減額するものであります。

3項1目総務費委託金につきましては、歳出でご説明しました衆議院議員総選挙費の執行経費の確定に伴い、減額するものであります。

16款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、交付決定及び事業費の精査に伴い、補正するものであります。

2項1目総務費県補助金につきましては、宮城県バス運行維持対策費補助金について、町民

バスの収支率の減少に伴い補助対象外となったことから減額するものであります。2目民生費県補助金及び3目衛生費県補助金の浄化槽設置推進事業費補助金につきましては、事業費の精査に伴い減額するものであり、再生可能エネルギー等導入事業費補助金につきましては、事業の内容変更に伴う補助限度額の減により補正するものであります。4目労働費県補助金につきましては、歳出でご説明しました緊急雇用創出事業の実績等に伴い、減額するものであります。5目農林水産業費県補助金につきましては、松くい虫防除事業補助金の配分額の決定に伴い、減額するものであります。7目土木費県補助金につきましては、歳出でご説明しました木造住宅等震災診断助成事業の実績等に伴い、減額するものであります。

18款寄附金1項1目一般寄附金につきましては、年末に寄附していただいた金額について補正するものであり、2目災害費寄附金につきましては、景勝地である松島の災害復旧及び災害復興財源として寄附していただいた金額について補正するものであります。

19款繰入金2項3目震災復興基金繰入金につきましては、宅地かさ上げ等事業費補助金及び一部損壊住宅修理助成事業の精査に伴い、減額するものであります。

8ページをお開き願います。4目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、災害公営住宅整備事業ほか3事業の事業費の精査及び漁業集落防災機能強化事業並びに漁港施設機能強化事業分の交付金について県補助金として直接充当することとなったため、あわせて減額するものであります。

21款諸収入5項2目雑入につきましては、財団法人宮城県市町村振興協会市町村交付金の交付決定に伴い増額し、観光振興計画策定業務に充当するものであります。

22款町債につきましては、歳出でご説明しました事業費の精査に伴い補正するものであります。

その他の歳入につきましては、事務事業の精査及び額の確定に伴い補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金へ積み立てするものであります。

また、復興支援定住促進事業ほか39事業につきましては、年度内完了が見込めないため繰り越しをするものであり、事業の内訳としましては、東日本大震災復興交付金事業が23事業、災害復旧事業が4事業、復興支援事業が3事業、仮庁舎整備事業が2事業、ほか8事業となっております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第44 議案第33号 平成24年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第44、議案第33号平成24年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第33号、平成24年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、高額療養費の精査及び保険財政共同安定化事業拠出金等の額の確定並びに平成23年度療養給付費等負担金等の確定に伴う返還金等について補正するものがあります。

財源につきましては、高額療養費等に係る国・県支出金等を補正し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第45 議案第34号 平成24年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第45、議案第34号平成24年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第34号、平成24年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、後期高齢者保険料額等を精査し、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第46 議案第35号 平成24年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第46、議案第35号平成24年度松島町介護保険特別会計補正予算（第

4号)について(提案説明)を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長(大橋健男君) 議案第35号、平成24年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、保険給付費等の実績等に伴う精査及び平成23年度介護給付費の精算に伴う国・県支出金の返還金等について補正するものであり、歳入につきましては、保険給付費等に係る国・県支出金を補正し、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(櫻井公一君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第47 議案第36号 平成24年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算
(第2号)について(提案説明)

○議長(櫻井公一君) 日程第47、議案第36号平成24年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)について(提案説明)を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長(大橋健男君) 議案第36号、平成24年度松島町介護サービス事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、介護予防支援事業収入を精査し、介護予防支援業務委託料を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(櫻井公一君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第48 議案第37号 平成24年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第2号)について(提案説明)

○議長(櫻井公一君) 日程第48、議案第37号平成24年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算(第2号)について(提案説明)を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長(大橋健男君) 議案第37号、平成24年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、今年度の消費税及び地方消費税中間納付額の確定並びに各事務事業を精査し、歳入につきましては、観瀾亭及び福浦橋の事業収入の実績見込みに伴い増額し、これらの財源を精査し、財政調整基金積立金を補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第49 議案第38号 平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第49、議案第38号平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第38号、平成24年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、各事務事業の精査に伴い補正するものであり、これらの財源を精査し、一般会計繰入金を減額するものであります。また、高城雨水ポンプ場機器更新工事ほか5事業につきましては、年度内完了が見込めないために繰り越しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第50 議案第39号 平成24年度松島町水道事業会計補正予算（第4号）について（提案説明）

○議長（櫻井公一君） 日程第50、議案第39号平成24年度松島町水道事業会計補正予算（第4号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第39号、平成24年度松島町水道事業会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入及び収益的支出において、各事業費用の精査に伴い関係所要額を補正し、資本的支出においても事業精査に伴い委託料及び工事費を減額補正するものであります。

これにより、収益的収入総額を6億790万2,000円に、収益的支出総額を6億787万8,000円に、

資金的支出総額を6,991万4,000円とし、資本的収支不足額の補填財源を減債積立金取崩額1,790万円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額101万8,000円、過年度分損益勘定留保資金2,362万1,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

これから当初予算に入るわけですが、議事進行上、ここで休憩をとりたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

再開を3時45分といたします。

午後3時35分 休 憩

午後3時45分 再 開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

お諮りします。

日程第51、議案第40号から日程第59、議案第48号までは平成25年度各種会計予算についての議案であり、町長の施政方針もございますので、一括議題として提案理由の説明を求めたいと思います。

なお、この議案の朗読については省略いたします。

このことについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

日程第51 議案第40号から日程第59 議案第48号

○議長（櫻井公一君） 日程第51、議案第40号から日程第59、議案第48号までを一括議題とします。

これより、町長から平成25年度各種会計当初予算の提案に当たって町長から趣旨説明、施政方針を受けます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、平成25年3月の松島町議会定例会が開催され、平成25年度の各種会計予算案を初め関係諸議案をご審議いただくに当たり、町政運営の基本的な考え方をご説明申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から間もなく2年を迎えようとしております。震災により多くの方々が犠牲となりお亡くなりになられた方々、現在も行方のわからない方々が全国で約1万9,000人になり、また今なお約32万人を超える方々が避難所や仮設住宅での不自由な生活を余儀なくされているという厳しい現状にあります。

震災の犠牲となられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表するとともに被災者の皆様には心からお見舞い申し上げます。

昨年は復興元年として被災者を初め町民の皆様や企業・関係機関団体の皆様方の懸命な努力、さらには全国からの温かいご支援のもと、さまざまな復旧・復興事業の推進に取り組んでまいりました。復旧事業につきましては、かつて経験したことのない膨大な規模のため道半ばではありますが、道路、橋梁、下水道などは復興を支える重要な社会基盤であることから国・県と連携し、着実かつスピーディーな復旧に引き続き全力で取り組んでまいります。

復旧・復興に取り組む中、昨年の本町の観光客入り込み数は震災前の8割強までに回復するなど、震災前のにぎわいを徐々に取り戻しつつあります。4月には宮城県で2度目となる仙台・宮城デスティネーションキャンペーンが始まります。観光復興に向けた強い決意をあらわす絶好のチャンスと捉え、景気回復への期待感の高まりや円安傾向を背景として国内はもとより国外からの誘客に努め、すぐれた自然と歴史を持つ独自の景観的魅力とともに安全・安心な松島を国の内外にしっかりと伝え、復興の弾みとなるよう、さらなる交流人口の拡大を図ってまいります。

また、昨年12月には衆議院の解散総選挙が行われ、新政権が誕生いたしました。新政権におきましては、1月に日本経済再生に向けた緊急経済対策を決定し、平成24年度の大型補正予算と平成25年度予算とを合わせ、切れ目のない経済対策を実行するとしております。

平成24年度補正予算は、復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心、地域活性化の緊急経済対策の重点3分野を柱とした13兆円規模で計上され、地方自治体を対象とした公共事業や経済対策のための臨時交付金も盛り込まれております。

さらに、東日本大震災復興推進会議におきまして平成23年度から5年間で国と地方を合わせて総額19兆円としていた復興予算枠を6兆円拡大し、25兆円とすることが決定し、復興事業のさらなる積み上げが可能となりました。

本町におきましても、こうした国の経済対策や新しい政策などと歩調を合わせ、地域経済の活性化について検討を進めるとともに復興まちづくりを一段と加速させてまいります。

さて、25年度は、平成27年度を目標とする長期総合計画第3次基本計画及び震災復興計画の

折り返しとなる節目の年であり、復興交付金事業を初めとする復興事業が本格化する年となります。特に津波被害を受けた沿岸部の地域におきましては、生活再建と産業再生など課題が山積し、いまだに厳しい状況にあることから被災者の立場に立った支援を行いながら一層のスピード感をもって最優先課題の復旧・復興事業を推進し、復興を目に見える形にしていかなければなりません。

また、県事業による松島橋のかけかえ工事に伴い、44年間なれ親しんだ現在の役場庁舎を閉鎖し、平成25年秋ごろからは国道45号沿いの松島駅周辺に建設する仮庁舎におきまして行政サービスをスタートする予定となっております。現在の役場庁舎は町政運営のかなめとして昭和44年に竣工し、これまで半世紀近くにわたり本町の歩みの全てを見守ってきました。役場庁舎とともに歩んだ半世紀の重みを胸に刻み、新たな決意のもと、いかなる時代にあっても持続可能な魅力あるまちづくりに全庁一体となって取り組んでまいります。

さらには、少子高齢化の一層の進展や東日本大震災からの復興など本町は大きな転換期を迎えており、今後ますます複雑化・多様化していく課題の解決に向け、的確かつ柔軟に対応できるよう福祉分野と復旧・復興分野の組織体制を強化してまいります。

平成25年度予算におきましては、引き続き震災復興計画に掲げる安全・安心の復旧・復興と創造的なまちづくり——都市基盤の復興です。町民の命と生活を守る防災まちづくり——生活の復興です。宮城東北を牽引する観光と地域産業によるまちづくり——観光・産業の復興。この3つの政策目標に沿った復旧・復興事業を最優先施策と位置づけ、長期総合計画に掲げる主要施策と一体的に幅広く展開し、町民の皆様や来訪者の皆様が本町の復興の確かな歩みを実感できるよう、これらの施策推進に重点的に取り組んでまいります。

あわせて、復旧・復興をなし遂げながら定住促進や産業振興、教育・福祉の充実など、長期総合計画に掲げる将来像である「歴史・文化の継承と創造」の実現に必要な取り組みを着実に推進してまいります。

しかしながら、平成25年度の本町の財政見通しは、長引く景気低迷や東日本大震災の影響等により昨年度に引き続き町税収入の減少が見込まれ、増収は期待できない状況にあります。また、地方に交付される地方交付税の総額につきましても、6年ぶりに前年度を下回るなど引き続き厳しい財政運営となります。

こうした状況下にあつて平成25年度の予算は、復旧・復興事業が本格化することから前年度と比較して一般会計は114.0%増で過去最大規模となり、特別会計6.9減、水道事業会計ほぼ同額の編成となりました。

本予算の執行に当たりましては、早期に復旧・復興をなし遂げるための事業推進を図りつつも不断の行政改革や行政コストの削減に努め、真に必要な事業の選択と集中を図り、国の補助金・交付金などの支援制度の活用を初め、税収等のこれまで以上の収納率向上などあらゆる手法を駆使して財源を確保し、町民の皆様が将来に夢と希望を持ち安心して暮らせる松島町の実現に向け、全力を尽くしてまいり所存でございます。

次に、平成25年度の主要施策につきまして長期総合計画の施策体系に沿ってご説明を申し上げます。

自然に恵まれた住み心地の良いまちづくりについてでございます。

日本三景「松島」の自然を背景に、各地区の均衡ある発展を推進し、自然に恵まれた住み心地のよい住環境を提供するとともに町の防災対策の強化や都市骨格の整備を重点的に進め、定住できるまちづくりを推進してまいります。

復興元年としてスタートして平成24年度は、その言葉のとおり松島町震災復興計画に基づいた復旧・復興へのさまざまな取り組みを進めてまいりました。25年度は、都市計画道路根廻磯崎線等の整備事業、総合防災訓練の実施、避難所への備蓄機器等の配備、災害公営住宅の早期完成、雨水排水対策事業など防災対策の強化にも取り組むとともに現在も余震が発生していることから、常に「想定外」を想定して、引き続き災害対応を行ってまいります。

「住んでいて良かった。住んでみたいまち。松島」を実現するため、災害に強いまちづくりや町の機能性が高まる土地利用の促進を図ってまいります。

土地利用につきましては、松島の美しい風土に配慮しつつ定住促進や産業振興が図られるよう交通利便性がすぐれた地域を中心に民間活力を生かした住居系や産業系の土地利用を推進してまいります。また、復興交付金事業計画を着実に実施し、既存市街地の機能性を高め、災害に強いまちづくりを目指した土地利用を図ってまいります。

自然環境保全につきましては、松島第一小学校及び松島第五小学校への太陽光発電システム及び蓄電池、LED照明の導入を実施し、エネルギーの消費を必要最小限にとどめるよう努めてまいります。また、震災の影響により増大していた廃棄物処理量につきまして、改めて発生抑制への意識改革を図るため一般廃棄物の3Rを継続して推進してまいります。

東京電力福島第一原子力発電所事故の被害対策につきましては、町民が安全に暮らすことができるよう庁舎内駐車場及び町内各教育施設での放射線量測定を今後も継続するとともに食品や農林畜産物並びに土壌の放射性物質の検査を随時行ってまいります。河川及び港湾につきましては、高城川・松島港の災害復旧工事の完了予定が平成27年度となっております。平

成25年度より本格的に護岸、浮棧橋等の復興工事が始まりますので、おくれることがないよう県と協議を進めてまいります。また、高城川の松島橋から上流部の改修工事につきましては、震災復興事業により整備スピードが早くなりますので、早期完成に努めてまいります。

住宅につきましては、磯崎地区の華園、美映の丘への木造40戸の災害公営住宅を建設するとともに町営住宅管理計画を策定し、町営住宅の必要戸数や老朽化した建物の管理補修について整理してまいります。また、今後の地震被害に備え、木造住宅耐震診断助成事業及び耐震改修工事助成事業を継続して実施してまいります。

定住促進につきましては、復興支援定住促進事業補助金制度を活用して松島へ移り住む方もふえてきておりますので、町外への人口流出防止と町外からの移住促進を引き続き図ってまいります。また、被災者の方が行う宅地かさ上げと防災対策に対して補助金を交付し、生活再建の負担軽減を引き続き図ってまいります。

さらに、市街化区域の未利用地やインターチェンジ周辺地域など民間活力を生かした土地の有効利用を図り、住居系の受け皿整備を推進してまいります。

そして、松島の暮らしに魅力を感じて町内で活躍する若い世代が定住に関して話し合う座談会を継続的に実施するとともに定住促進に関するセミナーを開催し、町に対する誇り、愛着を育み、暮らしの視点に立った松島の魅力を、インターネット上でコミュニケーションを展開するフェイスブックやフリーペーパーを通じて町の内外へ発信してまいります。

上水道につきましては、町民に良質な水な安定供給するため水質や放射性物質検査を徹底し、水質基準を維持するとともに、震災復興計画に基づき震災による被害、施設の老朽化の状況を踏まえ二子屋浄水場の整備促進と国道拡幅に伴う配水管移設など、水道施設の更新や改良事業を実施し、ライフラインの確保と機能充実に努めてまいります。

また、水道事業の健全な経営を図るため、歳入の確保とさらなる経費の節減に努め、効率的な経営を進めてまいります。

下水道事業の汚水対策につきましては、松島地区普賢堂の国道45号整備に伴う管渠の移設工事等を実施するとともに浄化センターの長寿命化計画策定により施設老朽機器更新の年次計画を策定し、施設の整備を図り、適正な運転管理のもとに快適な生活環境を町民に提供してまいります。

雨水排水対策につきましては、震災で地盤沈下が生じている松島海岸並びに高城浜の沿岸部におきまして災害復旧によるポンプ場建設及び幹線水路工事の調査設計を実施し、災害復旧事業の進捗に努めてまいります。

また、松島地区の小石浜・普賢堂・蛇ヶ崎・小梨屋、高城地区の西柳、磯崎地区の磯崎・長田におきまして復興事業でポンプ機能の増強等及び幹線水路工事の調査設計を実施し、復興交付金事業の進捗に努めてまいります。あわせて、各排水ポンプ等施設の保守保全で内水排水に万全を期し、大雨などによる浸水被害防止を図り、暮らしの安全・安心に努めてまいります。

道路事業につきましては、震災で被災した道路及び橋梁の早期復旧に努めてまいります。また、避難道路である都市計画道路根廻磯崎線等を初めとする復興交付金事業による道路整備事業につきましては早急に整備を図ってまいります。

幹線道路ネットワークの整備につきましては、国道45号の松島海岸地区の歩道整備事業といたしまして国土交通省より拡幅の用地買収が進んでおり、引き続き早期完成に向けて関係機関に強く要望してまいります。また、初原バイパス工事は平成24年度が完成予定とされており、延伸計画の実現につきましても、県に対し引き続き要望してまいります。

さらに、主要地方道仙台松島線の整備及び国道45号の環境対策につきましては、関係機関に引き続き要望してまいりますとともに町独自で国道45号松島地区の大型車混入率の低減を目的とした社会実験調査を実施してまいります。

公共交通につきましては、JR東日本により仙石線の復旧工事が平成25年度から本格化する方針が示されたことから、本町といたしましても仙石線の平成27年度全線開通に向け関係機関に協力してまいります。また、JR東日本により仙石線の一部列車が東北本線に乗り入れる計画が示されております。高城町駅の利便性が高まることが想定されることから、本駅の整備事業を検討してまいります。

さらに、町営バスにつきましては、役場仮庁舎への乗り入れを考慮した運行路線の見直しを図り、町民にとって利用しやすい運行に努めてまいります。

情報通信につきましては、災害に強いまちづくりの実現を図り、災害による重要データの消失を防止するためセキュリティが確保された遠隔地へ住民情報を保存するクラウドによるシステムの運用を開始します。また、ホームページや広報紙による町政情報や防災、観光情報の提供を初め、フェイスブックを活用して日本全国・世界各国へのこれまで以上の情報発信を図ってまいります。

交通安全につきましては、町内交通安全関係機関や警察と連携し、子供や高齢者を対象として街頭指導や交通安全啓発運動を実施するとともに飲酒運転の根絶など広報活動による交通安全の意識の高揚を図り、道路の安全点検や交通安全施設の整備に努めてまいります。

消防防災につきましては、震災の検証と教訓をもとに作成した地域防災計画津波対策編における津波避難マニュアルの町民への周知を図ってまいります。また、地区避難所や避難ビル、備蓄倉庫の建設、給水対応として耐震性貯水槽の整備、電力確保として自家発電の整備が震災における課題として挙げられます。これらの課題解決を図るとともに情報伝達の新たな手段として緊急速報メールシステムを利用した情報発信の確立に引き続き取り組み、これからも起こり得る大震災に対する防災機能の強化を図ってまいります。

さらに、町民の防災意識向上を図るために地域の実情に沿った自主防災組織の結成に努めるとともに、消防団が円滑に活動できる環境づくりを図るため消防団車両及び資機材の整備に努めてまいります。そして、松島地区の避難場所整備事業及び手樽地区の防災機能強化事業につきまして早期完成に努めてまいります。

防犯につきましては、犯罪のない安全・安心で明るく住みよい地域社会づくりのため、安全・安心推進会議を通し、防災組織団体と協働して防犯思想の普及活動に努めてまいります。また、各地区に対する防犯灯設置・修繕の補助を行うほか、地域の犯罪情勢に応じた対応を警察等の指導も含めて町の関係機関と連携し、取り組んでまいります。

健康で互いに助けあい、心のかよいあう温かいまちづくりについてでございます。

少子高齢社会が進展している現在、健康で生き生きと生活でき、安心して子育てができる環境づくりが大切と考えております。震災以降心と体の健康づくりを目的に応急仮設住宅入居者等の個別相談、心と体の健康講座、支援者のための研修会等のさまざまな保健事業を実施してまいりました。引き続き自殺対策緊急強化事業補助金を活用し、新たに心の健康サポーター養成講座等を開催し、鬱状態や孤立化の防止、自殺予防等、地域で支え合う体制づくりを推進してまいります。

保健・医療につきましては、松島町健康プラン及び第4次松島町母子保健計画に基づき、健康の保持増進と疾病予防を図るため各種事業を展開してまいります。また、生活習慣病の予防における正しい知識について町民への普及を図り、町民がみずからの健康はみずからが守るという認識を高めることができるよう支援してまいります。

高齢者福祉につきましては、ひとり暮らし老人等緊急通報システムを警備会社による対応と協力員による対応を一本化させ、より迅速な対応を図ってまいります。また、住みなれた地域においてできる限り自立した生活を営むことができるよう宅配夕食サービス事業の実施等、介護予防と在宅福祉サービスに重点を置き、高齢者が健康で生きがいを持ち、生き生きと健やかに暮らすことができるよう引き続き支援してまいります。

児童福祉につきましては、乳幼児医療費助成事業を平成24年10月より子ども医療費助成事業に改め、入院対象年齢を15歳に対する日の属する年度末まで拡大することにより子育て世帯における医療費負担の軽減を継続して実施してまいります。また、子供や子育てサークルなどが安全・安心に楽しく集える場として本町の子育て支援の拠点施設である児童館の建設に向けた調査設計業務を進めてまいります。

さらに、児童虐待防止につきましては、虐待における子供への影響や早期発見、関係機関への相談などについて町民への周知・啓発を図るとともに、保護者への育児に関する相談の実施や関係機関との連携を図りながら虐待の未然防止、子育て支援を行ってまいります。

そして、保育所につきましては、保育業務、一時預かり保育の充実に努めるとともに被災家庭への支援のため保育料の減免を継続して実施してまいります。

障害者福祉につきましては、障害者自立支援法にかわり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律・障害者総合支援法が平成25年度から施行されますが、これまでの自立支援給付事業、地域生活支援事業などの福祉サービスが低下することのないよう制度の谷間のない支援の提供に努めてまいります。

また、地域活動支援センター希望園を未就学児親子の交流の場として、そして子供の発達状況や療育方法などの相談、障害への適切な理解と支援の場として、さらには障害を持つ方々が交流事業及び社会参加する場としての活用を図ってまいります。

国民健康保険につきましては、保険事業の健全な運営を目指し、被保険者が適切な医療等を確保できるよう、適正な給付管理を実施してまいります。また、被保険者が特定健診・特定保健指導を積極的に活用し、予防可能な疾病の早期発見、生活習慣病の重症化予防を図り、健康的な生活を送ることができる体制づくりに努めてまいります。

後期高齢者医療につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、高齢者の医療費を支える仕組みがとられております。町で行う事務である各種申請・届け出の受け付け、保険料の徴収などにつきまして広域連合と連携を図り、高齢者の身近な窓口して適正に行うよう努めてまいります。

介護保険につきましては、介護保険の利用者数や介護サービス提供事業者もふえてきております。引き続き介護保険制度を持続可能なものとしていくために介護サービスの質の向上や適正なサービスの利用を推進し、住みなれた地域で安心して生活が営めるよう支援してまいります。また、地域支援事業につきましては、生きがい活動支援通所事業——まつしま元気塾の実施回数と会場をふやし、さらなる認知症予防対策に努めてまいります。

介護サービス事業につきましては、要支援認定者を対象とした介護予防サービス計画を策定し、可能な限り自立した生活が送れるよう支援してまいります。

松島の個性を大切に作る心美しいまちづくりについてでございます。

松島が持つ歴史・文化・自然・産業を生かした教育・生涯学習を推進して個性豊かな人づくりを目指します。また、地域を知ることから松島を愛する町民の心を育て、松島のまちづくりを推進してまいります。

平成25年度は、松島町教育振興基本計画の初年度として「誇りと絆を育み しなやかに生きる松島人」を目指す姿とし、基本方針に基づき学校・家庭・地域の協働による学びの充実、松島の歴史文化を生かした生涯学習を推進し、防災教育や小中連携、体力向上事業等を通じて優しくたくましい児童・生徒の育成を図ってまいります。

学校教育につきましては、確かな学力・豊かな心・健やかな体の調和を重視する「生きる力」を育むよう、幼少中の連携のもと、学力向上・食育・体力向上を進めてまいります。

学校の安全・安心な体制づくりとして松島中学校の屋外運動場整備工事と第五幼稚園舎の実施設計を行い、教育環境の整備を図ってまいります。また、新たな学校防災マニュアルをもとにまつしま防災学を充実させ、小学校低学年では「自分を守る」、中学年では「自分や家族を守る」、高学年では「自分や家族を守り地域の人の役に立つ」を目標に、中学校では地域の防災戦力となるために災害の危険からみずからの命を守り抜き、主体的に行動する態度を育成する防災教育を推進してまいります。

小中学校につきましては、文部科学省の被災地の学びの支援事業を活用し、放課後や長期休業中の自主学習への支援を実施し、不登校やいじめ等のさまざまな教育課題にも取り組んでまいります。

学力向上につきましては、秋田県にかほ市教育委員会との学力向上交流を継続し、教職員の指導力向上に努めてまいります。また、地域のご支援・ご協力を賜りながら、同じ松島で育つ小学生が一堂に会し、松島の自然や歴史に触れながら交流を深める事業や小中学校合同の発表交流会等の学校間交流を実施し、小中連携を充実させてまいります。

さらに、復興支援として昨年実現したアメリカ合衆国ノースカロライナ州チャペルヒル町とのホームステイ事業を発展させ、国際的視野と松島町に誇りを持った子供たちの育成に努めてまいります。

学校給食につきましては、たくましく健康な子供たちの育成を図るため、松島産米等のふるさと食材の活用、放射性物質検査の実施による安全な給食の提供、食育の推進を図ってまい

ります。また、平成23年度から実施しております被災した七ヶ浜町への学校給食支援を引き続き実施してまいります。

幼児教育につきましては、幼児期から体力づくり事業や親子の触れ合い事業、幼保小連携を推進し、健康で元気な子供たちの育成に努めてまいります。また、被災家庭支援の3年目として被災家庭の幼稚園授業料の減免及び就学援助事業を継続して実施し、心のケアの充実に努めてまいります。

社会教育につきましては、松島の歴史・文化・景観などの豊かな教育資源に学ぶ活動を地域との協働で取り組み、秋田県にかほ市との地域交流等を初め町内外の交流活動や地域に根差した生涯学習活動の推進に努めてまいります。また、地域の教育力の向上を目指し、公民館と分館との協働による地域活動や家庭教育の推進、すぐれた芸術鑑賞、自主サークルや子供たちの創作活動発表の機会を設けてまいります。

さらに、平成25年度には中央公民館が大規模改修によりバリアフリーに配慮したエレベーターや多目的トイレを設置し、大集会室には文化ホール機能を持たせた芸術・文化の拠点施設として生まれ変わります。オープニングイベントでは、芸術・文化の発信拠点としてふさわしい芸術性の高いイベントを企画しております。

今後の運営形態といたしましては、町民はもちろん町外の方や観光客との交流を目的とした事業も積極的に行い、施設の活用を図ってまいります。そして、ふれあいスポーツ大会を松島フットボールセンターで実施する計画を進めるなど、松島フットボールセンターのさらなる利用促進に努めてまいります。

スポーツ振興につきましては、松島町スポーツ振興基本計画の「幅広い町民の元気を育むスポーツ振興」の理念に基づき、実施してまいります。

子供の体力向上事業につきましては、幼稚園・保育所を中心とした低年齢層に対し、国や県の補助メニューを活用したCOT（コーディネーショントレーニング）や運動の楽しさを教えるキッズスポーツレッスン等を取り入れておりますが、スポーツ推進委員や総合型スポーツクラブの指導者等、地域の力を活用しながら引き続き実施し、小学生低学年にも対象を拡充してまいります。

また、松島ハーフマラソンや自転車で被災地を巡るサイクルエイドジャパン、全日本実業団女子駅伝等全国的なスポーツイベントを町内スポーツ団体等との協働により積極的に支援・参加協力をするとともにアスリートと子供たちが交流する機会を設けてまいります。

さらに、運動公園や温水プール「美遊」につきましては、子供から高齢者まで多くの町民の

健康維持・増進を図る上で重要な施設と位置づけており、さらに楽しく使いやすい施設となるよう努めてまいります。

歴史・文化・自然・人を生かした観光のまちづくりについてでございます。

観光都市につきましては、震災の影響で減少していた観光客も、徐々にではありますが回復傾向に向かっております。町といたしましては、松島観光の再生を目指すため、平成24年度に改訂する観光振興計画をもとに平成25年度から10年間にわたり、今後、観光施策を計画的かつ戦略的に展開してまいります。

その中で、観光による地域活性化の観点から、町が有する歴史や文化、風土を生かし、防災の取り組みと景観形成を調和させるよう、松島パノラマハウスや西行戻しの松公園の早期整備に努め、復興のまちづくりを推進してまいります。そして、松島の観光がいち早く震災から立ち直り、被災地の牽引役になれるよう松島の歴史・文化・自然・産業などの価値を改めて確かめ、発展的な復興により観光振興計画の将来像でもある「自然と歴史が紡ぎあう 誰かを連れてきたくなるまち」を創造してまいります。そのために、観光業を初め商工業・農業・漁業・地域住民がそれぞれの立場で観光に携わることができる仕組みづくりを推進してまいります。

また、平成25年度は、本町を会場に被災地を対象にした音楽による交流と教育活動を行う「ARK NOVAプロジェクト」によるルツェルン国際音楽祭の開催が予定されております。松島町の豊かな自然と文化の継承と創造を図り、国際観光としての復興そして創造、震災で結びつきのできた全国各地域との交流の拡大を基軸にしたまちづくりを進めてまいります。

景観を生かしたまちづくりにつきましては、平成25年度中に景観条例の制定及び景観計画を策定します。平成26年4月の施行を目指し、引き続き景観づくり勉強会を開催し、景観形成基準の策定作業を進めるとともに町民の景観づくりに対する意識の向上を図ってまいります。

交流事業につきましては、ことし4月から6月の3カ月にわたり仙台・宮城デスティネーションキャンペーンが開催されることから、松島の豊富な観光資源を活用したイベントの開催や、おいしい食の提供などを通して震災以降国内外から頂戴した支援に対する感謝の気持ちと元気な松島を発信してまいります。

また、伊達な広域観光圏6市5町——仙台市、気仙沼市、登米市、大崎市、奥州市、一関市、利府町、平泉町、南三陸町、最上町、松島町などで取り組みを行い、松島の魅力を国内外に広く情報発信し、観光客の受け入れ態勢の連携などを通して滞在型観光地としてのエリアづくりを推進してまいります。

あわせて、秋田県にかほ市との交流と連携を深めていくとともに日本三景の広島県廿日市市や京都府宮津市を初め埼玉県滑川町など、震災で結びつきのできた地域も含めて観光・文化交流等を積極的に推進してまいります。

国際観光につきましては、諸外国との交流事業を観光業界と各種団体と連携しながら推進するとともに海外のマスコミなども活用しながら復興情報を継続的に発信し、世界に通じるmatsushima（マツシマ）を目指します。

また、仙台塩釜、石巻、松島の3つの港が昨年統合し、松島港は東北を代表する国際観光拠点港湾として位置づけられました。他の港湾と連携を図りながら、国際観光地としてさらなる発展と魅力の発信に努めてまいります。

さらに、松島の食や松島温泉による誘客促進を図り、松島ももっともっとPR事業を引き続き推進し、松島の特産品の紹介や観光情報提供を積極的に行い、加えて北海道剣淵町とともに松島も舞台となった映画「じんじん」の上映におけるPR支援を通し、松島の魅力向上に努めてまいります。

地域文化につきましては、平成10年度から平成18年度まで全5回開催されましたアート・フル・松島全国絵画公募展におきまして入賞した作品10点を、一堂に集めて展示するアート・フル・松島回顧展を開催し、絵画を通じた町の芸術的魅力を町内外に向けて発信してまいります。

文化財保護につきましては、被災した指定文化財の修復事業は、ほぼ終了しましたが、震災に伴う特別名勝松島の復興事業等におきまして景観、生活、生業、安全の確保などを考慮しながら現状変更の手續に関する指導・助言を行ってまいります。

文化財の活用につきましては、教育振興基本計画に基づき小学校の総合的な学習の時間等を利用し、子供たちに町の歴史・文化の学習の機会として文化財教育を実施してまいります。また、町民が町の歴史や文化財に身近に触れ、知識を深めることができるよう歴史・文化資源の掘り起こしに取り組んでまいります。

文化財は歴史を物語る町の貴重な財産であります。これらの整備・保存のための管理・展示のあり方について具体的な検討を進めてまいります。

本町には多くの文化遺産が存在しており、その情報発信を積極的に進め、観光の国際化や地域活性化に寄与できるよう活用を図ってまいります。

“松島人”エネルギーが躍動するまちづくりについてでございます。

震災から力強く立ち上がるためには、今こそ松島人のエネルギーが必要となります。各産業

の活性化を図り、行政・産業人・町民が一体となって未来に向けたまちづくりを進める必要があると考えております。

地産地消の取り組みにつきましては、まつの市や産業まつりの開催にあわせ、地域食材として環境保全米、松島白菜及び紅爵南瓜のさらなる売り込みを推進してまいります。また、学校給食におきまして地場産食材の利用を推進・支援するとともに町内外の各種イベント等におきまして地場産品の宣伝販売を推進し、食材のブランド化や商品開発に向け農商工連携による検討を実施してまいります。さらに、農業団体組織・農業者と一体となり、震災で被災した地域農業の復興に取り組んでまいります。

農業振興につきましては、農業生産の効率化を図るため、ほ場整備事業実施地区を中心に水稻、大豆生産における担い手に対し、農地の集積や効率的利用を推進してまいります。また、不作付地解消のために備蓄米及び加工米の作付を推進してまいります。さらに、自給率の向上と水田農業の経営安定を図るため担い手農家と集落営農組織への支援・育成を関係機関とともに推進してまいります。

加えて、震災により愛・らんど松島の施設が大規模半壊となったことにより、町花であるセッコクの培養栽培が困難な状況であることから培養栽培を委託し、セッコクを絶やさないよう努めてまいります。

県営農業農村整備事業につきましては、ほ場整備事業の土手外地区、下志田地区で引き続き整備が進められ、県営土地改良事業の銭神地区かんがい排水事業につきましては、平成25年度より用水路整備工事に着手いたします。高城川揚水機場更新事業につきましては、高城川取水部改修工事を行ってまいります。不来内排水機場更新事業につきましては、計画の策定を行ってまいります。

また、震災で被災した手樽地区農地海岸の復旧工事につきましては、平成24年度より着手しており、引き続き早期復旧を県に要望してまいります。

松くい虫防除事業につきましては、県及び特別名勝松島地域の関係自治体と連携して空中散布、地上散布及び伐倒駆除等を実施し、被害の拡大防止と島々などの景観保持に努めてまいります。

林業振興事業につきましては、自然との触れ合いを大切にしたふるさとづくりを視点とし、森林機能の回復と確保を図るため事業者に対する継続的な支援を行ってまいります。また、竹林の整備と松島産タケノコブランド化に向け、関係機関と協議してまいります。

水産業につきましては、震災により県全体で甚大な被害を受けた中、水産業者も逆境の中で

復旧・復興に向け大きな努力を重ねております。カキの養殖施設につきましては、震災前のおおむね6割まで復旧しておりますが、全面復旧に向けて引き続きカキの衛生対策事業を実施し、安全なカキの提供を支援してまいります。

漁港につきましては、県管理の磯崎漁港が平成24年度より護岸・物揚げ場の災害復旧工事として着手されており、平成27年度を完了予定とされておりますので、おくれることがないよう県と協議を進めてまいります。また、町管理漁港につきましても、平成27年度の復興工事完了を目指し、平成25年度より復旧工事に着手してまいります。

商工業につきましては、利府松島商工会におきまして利府町との商工連携や観光連携と各種産業間の連携を支援してまいります。

また、震災から復旧・復興における生活応援支援や消費拡大のためプレミアム商品券発行事業を実施し、活力ある商店街の再生を図ってまいります。さらに、商工業経営者に対する設備資金・運転資金等の融資あっせんや商工会への支援を引き続き行うとともに、観光業及び農林水産業等の関係団体等と連携を強化しながら各種事業を支援してまいります。

雇用対策につきましては、被災した求職者に対する国の緊急雇用創出事業などを有効に活用し、本町の基幹産業である観光業では、おもてなし向上推進事業等の実施、農林業ではタテノコの山づくり整備事業等を実施し、地域での雇用創出につなげられるよう国や県と連携し、本町の雇用環境の拡大に努めてまいります。

広域行政につきましては、震災からの復興が本格的に進む平成25年度に生じてくると思われる広域的な問題の解決に対し、塩釜地区広域行政連絡協議会や宮城黒川広域行政連絡協議会などと連携し、国や県などに強く要望してまいります。

また、塩釜消防事務組合、宮城東部衛生処理組合、塩釜地区環境組合におきましては、引き続き町民が火災や自然災害の犠牲とならないよう、そして廃棄物なし尿の円滑な処理、塩竈斎場の適切な運営を通して管内の安全・安心に寄与していただくため連携を密に図ってまいります。

平成25年度当初予算の内訳を読ませさせていただきます。

一般会計139億900万円、国民健康保険特別会計18億3,837万8,000円、後期高齢者医療特別会計1億8,851万4,000円、介護保険特別会計13億9,128万4,000円、介護サービス事業特別会計654万2,000円、観瀾亭等特別会計5,301万3,000円、松島区外区有財産特別会計153万7,000円、下水道事業特別会計8億8,540万3,000円、水道事業会計6億8,187万3,000円、合計189億5,554万4,000円、以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 大変ご苦労さまでした。

以上で、議案第40号から議案第48号までの提案理由の説明が終わりました。

本日の日程は、全て終了しました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

再開は、3月4日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後4時35分 散 会